

## 静岡市生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 静岡市は、要保護の高齢者世帯が安定した生活を送れるようにするため、当該世帯構成員が所有する不動産を担保として当該世帯に対して生活福祉資金貸付事業を行う社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、予算の範囲内において生活福祉資金貸付事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成18年静岡市条例第5号）、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要保護 現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態をいう。
- （2）高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成される世帯をいう。ただし、市長が必要があると認めるときはこの限りではない。
- （3）生活福祉資金 平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」生活福祉資金貸付制度要綱（以下「生活福祉資金貸付制度要綱」という。）第4の4（2）の要保護世帯向け不動産担保型生活資金をいう。
- （4）生活福祉資金貸付事業 県社協が、生活福祉資金貸付制度要綱により、生活福祉資金を市内に住所を有する要保護の高齢者世帯に貸し付ける事業をいう。

### （補助金の額）

第3条 補助金の額は、県社協が生活福祉資金貸付事業により要保護の高齢者世帯に貸し付けを決定した生活福祉資金の額（次項において「貸付金額」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、県社協が生活福祉資金貸付事業により貸し付けた生活福祉資金の償還金（以下「償還金」という。）を同項の生活福祉資金貸付事業における生活福祉資金の貸付の原資に補充することができる場合は、貸付金額から償還金の額を控除した額を補助金の額とする。

### （補助金の使途）

第4条 補助金は、生活福祉資金貸付事業における生活福祉資金の貸付の原資以外に使用してはならない。

(交付の申請)

第5条 県社協は、補助金の交付の申請をしようとするときは、生活福祉資金貸付事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- (4) 生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)貸付決定書の写し
- (5) 生活福祉資金貸付事業における貸付の原資への償還金の補充状況が分かる書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び額の確定をしたときは、生活福祉資金貸付事業費補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、県社協に通知するものとする。

(請求)

第7条 県社協は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(報告等)

第8条 県社協は、毎年4月末日までに、前年度の生活福祉資金貸付事業の執行状況について市長に報告しなければならない。

2 県社協は、生活福祉資金貸付制度要綱第12により次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 貸し付けた生活福祉資金(生活福祉資金貸付事業に係るものに限る。以下同じ。)の全部または一部の一時償還を受けたとき。
- (2) 将来に向かって生活福祉資金の貸付を停止したとき。
- (3) 生活福祉資金の貸付契約を解約したとき。

3 市長は、生活福祉資金貸付事業が適正に行われているかどうかを確認するために必要があるときは、県社協に当該事業の執行の状況に関し報告を求め、又は担当職員に実地に調査をさせることができる。

(事業廃止に係る補助金の返還)

第9条 県社協は、生活福祉資金貸付事業を廃止する場合は、現に貸し付けている生活福祉資金の状況及び償還計画等を市長に報告するとともに、事業廃止までの補助金の合計額を限度

として、市長が定める額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

生活福祉資金貸付事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所  
申請者 氏名 ⑩  
電話

生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を受けたいので、静岡市生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

2 添付書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

生活福祉資金貸付事業費補助金交付決定兼補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活福祉資金貸付事業費補助金について、静岡市生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

- 1 確定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
- 4 その他